

国立大学法人信州大学と大町市との連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と大町市（以下「両機関」という。）は、相互の発展に資するため、資源及び研究成果等の交流を促進し、文化、教育、学術等の分野で連携し、協力するため、平成 19 年 12 月 10 日付「信州大学と大町市との連携に関する協定書」（令和 4 年 12 月 10 日付最終更新）を更新し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、両機関が包括的な連携のもと、文化、産業、医療、教育、学術等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 両機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 地域文化の振興に関すること。
- 二 地域産業の振興に関すること。
- 三 地域医療の振興に関すること。
- 四 教育及び人材育成に関すること。
- 五 生涯学習に関すること。
- 六 まちづくりに関すること。
- 七 学術研究に関すること。
- 八 インターンシップ等の現地学習に関すること。
- 九 施設の利用に関すること。
- 十 健康・福祉に関すること。
- 十一 自然・環境に関すること。
- 十二 その他両機関が必要と認める事項

（連携協議会）

第 3 条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

（守秘義務）

第 4 条 両機関は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方からの承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第 5 条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は 3 年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

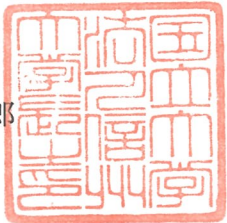
第 6 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 12 月 10 日

国立大学法人信州大学長

中 村 宗 一 郎



大町市長

牛 越

